三調政連ニュース　No.07－04

（発行） 令和７年8月 25 日　幹事長　中野　久生

自由民主党三重県支部連合会主催 「令和 8 年度国･県の政策･予算に関しての要望の聴取り会議」出席

令和７年８月 22 日(金)三重県自由民主会館において、県議会議員、国会議員事務所の同席のもと、標記要望の聴き取り会議が開催されました。

我が政治連盟からは神戸会長、山本副会長、伊藤副会長、幹事長中野の４名が出席し、三重県議会　龍神啓介議員(津市)、石田成生議員(四日市市)、倉本たかひろ議員(桑名市)、谷川孝栄議員(熊野市)、中森博文議員(名張市)、青木謙順議員(津市)、田中祐治議員(松阪市)、野口正議員(松阪市)ならびに国会議員田村事務所、川崎事務所、鈴木事務所、石原事務所、山本事務所の各秘書の方々と別紙「要望書」に基づく懇談を行いました。

別紙記載の要望事項に関しては、11月頃に回答をいただけると聞いておりますので、また報告させていただきます。



要望項目　　国関係

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

1、　法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第１４条地図作成作業の推進と予算・人員の確保について要望します。

法務局地図作成作業第３次１０か年計画（令和７年～令和１６年着手分）に基づき令和８年度も引き続き予算及び人員の確保を要望します。

地図整備事業の経済効果は予算額の約７倍から約９倍との推計もあり、令和５年度以降４６億円台の予算ですが、引き続きそれ以上の予算確保を、要望します。

２、　狭あい道路解消に向けた事業の推進と狭あい道路解消に係る国庫補助金の増額を要望します。

平成２１年度に創設された「狭あい道路整備等促進事業」に基づき、県内１３市町で事業が推進されていますが、更なる事業実施市町の拡大と予算の確保を要望します。

３、　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。

法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

要望項目　　県関係

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

１、各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。

国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和６年度末時点（令和７年６月調査）で１０％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位)。過去３年同じ進捗率のままです。４市町が微増でＵＰしていますが、成果に結びつけるのが困難な状況であります。三重県地籍調査状況マップを参考までに添付します。

２、狭あい道路解消に向けた事業の推進を要望します。

平成２１年度に創設された「狭あい道路整備等促進事業」に基づき、県内１３市町で事業が推進されていますが、更なる事業実施市町の拡大と予算の確保を要望します。

３、　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。

法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

４、道路内民有地（未登記道路）解消のための処理につき、引き続き予算化を含めた取組を要望します。

境界立会時に判明することが多い道路内民有地（未登記道路部分）の処理について、測量費用や分筆登記の費用の全額とは言わないまでも、一部でも助成頂ける様要望します。

５、官公署の保有する諸資料について、早急に電子データ化され、開示請求が可能となるよう要望します。

過去の測量情報等や境界確定情報等、早急に電子データ化され、開示請求が可能となります様要望します。

６、所有者不明土地・建物管理人、管理不全土地・建物管理人制度に関し、官公署が申立人になる場合、是非とも土地家屋調査士を活用頂くよう要望します。

裁判所に土地家屋調査士会が管理人を推薦した案件が、２件目もほぼ終了する段階です。官公署が申立人になる場合には、是非とも公嘱協会を介して土地家屋調査士を活用されることを要望します。

地籍調査への着手の状況

参考

現在、多くの市町村で地籍調査は実施されていますが、その一方でいまだに調査未着手の市町村も全体の6%あります。また、過去には地籍調査を実施していたものの、現在は様々な理由から調査を休止している市町村も12%あり、全体の約2割の市町村では、地籍調査が行われていません。

着手類型	市町村数	割合(%)
完了	608	35
実施中	821	47
休止中	209	12
未着手	103	6
合計	1,741	–

※数値はいずれも、令和６年度末時点。（令和７年６月調べ）

※計数は、それぞれ四捨五入によっているので合計及び比率は一致しない場合もある。

地域ごとの実施状況

全国の地籍調査の実施状況は、地域間の進捗の差が大きくなっています。北海道、東北、九州の各地方では調査が比較的進んでいますが、関東、中部、北陸、近畿の各地方では大幅に遅れている府県があります。

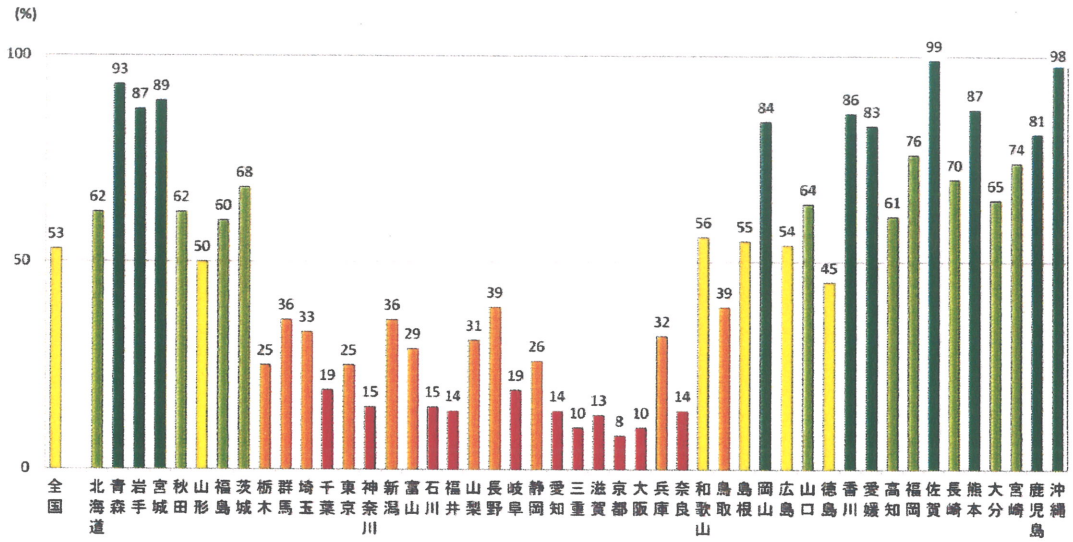

地籍調査進捗率(令和６年度末時点、令和７年６月調べ)

参考

（令和7年度 6月時点）

地籍調査状況マップ 三重県

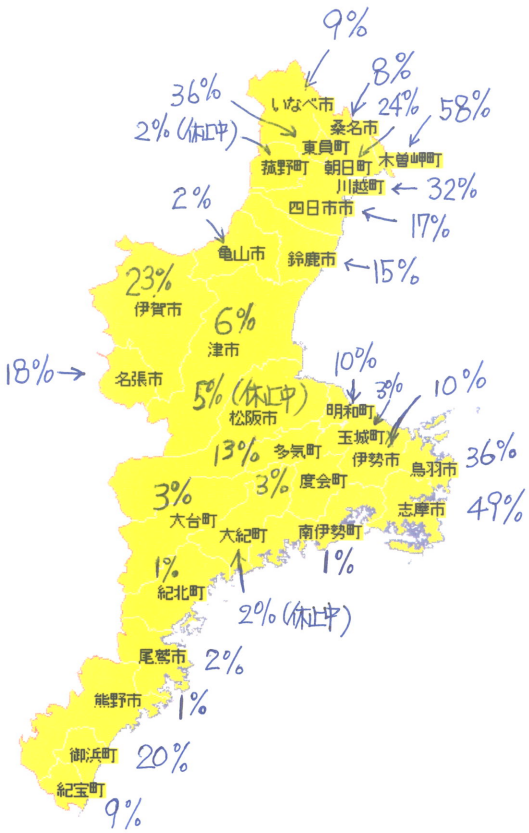

県単位の地籍調査状況マップはこちら

前のページへ戻る

Copyright(C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 2016 All rights reserved.

参考

現在、多くの市町村で地籍調査は実施されていますが、その一方でいまだに調査未着手の市町村も全体の6%あります。また、過去には地籍調査を実施していたものの、現在は様々な理由から調査を休止している市町村も12%あり、全体の約2割の市町村では、地籍調査が行われていません。

着手類型	市町村数	割合(%)
完了	599	34
実施中	818	47
休止中	215	12
未着手	109	6
合計	1,741	–

※数値はいずれも、令和５年度末時点。（令和６年６月調べ）

※計数は、それぞれ四捨五入によっているので合計及び比率は一致しない場合もある。

地域ごとの実施状況

全国の地籍調査の実施状況は、地域間の進捗の差が大きくなっています。北海道、東北、九州の各地方では調査が比較的進んでいますが、関東、中部、北陸、近畿の各地方では大幅に遅れている府県があります。

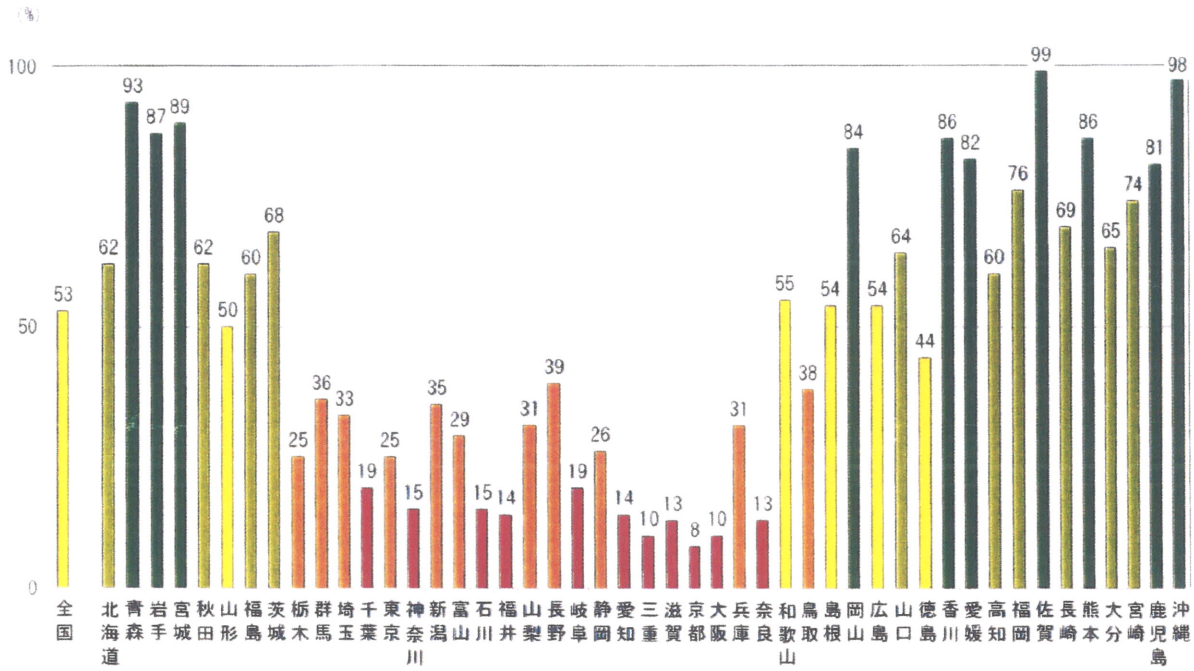

参考

（令和6年度 6月時点）

地籍調査状況マップ 三重県

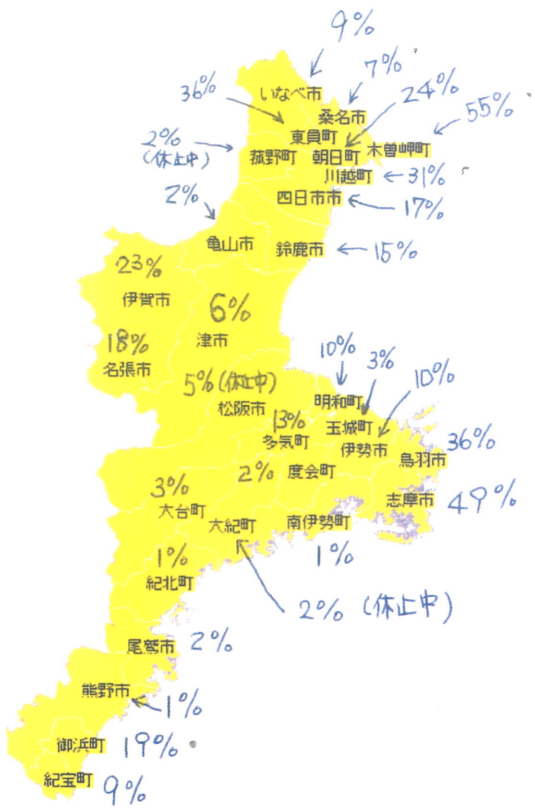

県単位の地籍調査状況マップはこちら

前のページへ戻る

Copyright(C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 2016 All rights reserved.